

高齢者福祉タクシー券などを交付します

対象となる方はぜひご利用ください。

①タクシー券出張交付日程

期日	時間	会場	対象
3月23日(水)	午前9時30分～11時30分	赤見地区公民館	赤見地区の方
	午後1時30分～3時30分	城北地区公民館	堀米地区の方
3月24日(木)	午前9時30分～11時30分	犬伏地区公民館	犬伏地区の方
	午後1時30分～3時	吾妻地区公民館	吾妻地区の方
3月25日(金)	午前9時30分～11時30分	中央公民館	佐野地区の方
	午後1時30分～3時	界地区公民館	界地区の方
3月28日(月)	午前9時30分～11時30分	旗川地区公民館	旗川地区の方
	午後1時30分～3時30分	植野地区公民館	植野地区の方

②タクシー券窓口交付日程

期日	時間	会場	対象者
3月23日(水)から	午前8時30分～午後5時15分	田沼行政センター	旧田沼町の方
		葛生行政センター	旧葛生町の方
		支所 (野上・新合・飛駒)	該当区域に お住まいの方
3月24日(木)から		赤見支所	赤見地区の方
3月29日(火)から		いきいき高齢課 障がい福祉課	市内全域の方

交付する利用券

○高齢者福祉タクシー券

▼内容 通院時などのタクシー利用
料金の一部助成

※400円助成の券を年間60枚交付(半年ごとに有効期限あり)

▼対象

①75歳以上の方(生年月日が昭和17年3月31日以前の方)

②70歳以上75歳未満の方(生年月日が昭和17年4月1日～昭和22年3月31日の方)で、高齢者世帯の方(生年月日が昭和27年3月31日以前の方)のみで構成する世帯の方)

▼持ち物 印かん(スタンプ式不可)

○障がい者福祉タクシー券

▼内容 通院時などのタクシー利用料金の一部助成

※初乗り運賃相当額助成の券を申請月に応じて一括交付(月5枚で年間60枚を限度)

▼対象

①身体障害者手帳1、2級の方

②療育手帳A、A1、A2の方

③精神障害者保健福祉手帳1級の方

▼持ち物 印かん(スタンプ式不可)
代理申請は代理の方の印かん、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など該当するもの

○はり・きゅう・マッサージ券

▼内容 はり・きゅう・マッサージ(保険適用外)施術料金の一部助成

※800円助成の券を年間6枚交付

▼対象

①70歳以上の方(生年月日が昭和22年3月31日以前の方)

②65歳以上(生年月日が昭和27年3月31日以前の方)で身体障害者手帳1、2級の方

③65歳以上で療育手帳A、A1、A2の方

④65歳以上で精神障害者保健福祉手帳1、2級の方

▼持ち物 印かん(スタンプ式不可)、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など該当するもの

○高齢者市営バス券

▼内容 市営バス乗車運賃の一部助成

※150円助成の券を年間40枚交付

▼対象 70歳以上の方(生年月日が昭和22年3月31日以前の方)

▼持ち物 印かん(スタンプ式不可)

パブリック・コメントを実施します

このたび下記の案ができましたので、パブリック・コメントを実施し、皆様のご意見を募集します。

計画名	内容	意見募集期間（必着）・所管課
佐野市市有施設のあり方に関する基本方針（案）	市有施設等における基本方針と今後の管理運営や維持更新に関する基本的な考え方を示したもの	3月23日（水）～4月22日（金） 行政経営課（6階）
佐野市男女共同参画都市宣言（案）	市民と行政が一体となって男女共同参画社会づくりに取り組む気運を醸成し、積極的な取組の姿勢を市内外に発信することを目的としたもの	3月1日（火）～3月31日（木） 人権・男女共同参画課（大橋町）

▶ 閲覧場所＝市政情報コーナー（新庁舎2階）、田沼・葛生の各行政センター、
上記の所管課（窓口） ※市ホームページからも閲覧可

▶ 閲覧時間＝午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日は除く）

▶ 意見提出＝閲覧場所に備え付けの意見記入用紙に必要事項を記入のうえ、
直接、郵送、ファックスまたは電子メールで、各所管課へ

行政経営課	〒327-8501（住所不要） FAX(22)9104 gyouseikeiei@city.sano.lg.jp
人権・男女共同参画課	〒327-0003 佐野市大橋町2183 FAX(21)2774 jinkendanjyo@city.sano.lg.jp

■ 問合せ＝行政経営課 ☎(20)3005、人権・男女共同参画課 ☎(27)2354

※電話による意見は受け付けません

春の火災予防運動を実施します

■ 問合せ＝消防本部予防課 ☎(23)9910

3月1日（火）～7日（月）まで全国一斉に春の火災予防運動が行われます。

暖房器具など火気を取り扱う機会が多く、空気が乾燥して一年を通して最も火災が起こりやすい時期が続いています。特に、たき火が原因の火災が頻繁に発生していますので、火の取り扱いには十分に注意してください。



【たき火からの火災事例と対策】

風が無く穏やかな日にたき火をして、「風が無いから安全だ」とその場を離れたことにより、建物へ燃え移った。

対策① 絶対に離れない！

対策② 消火用具を用意して、最後は完全に消火する！

【住宅用火災報知器】

全ての住宅で、住宅用火災警報器が設置義務化となっています。まだ取り付けがお済みでないご家庭には、寝室を中心に住宅用火災警報器の早期取り付けをお願いします。取り付け場所や種類など、疑問な点などがありましたら、お気軽にお問合せください。

※住宅用火災警報器の設置が義務付けられている部分とは、
全ての寝室と、寝室が2階にある場合には階段の踊り場、
4畳半以上の部屋が5つ以上ある階の廊下です。

